

国立感染症研究所における競争的研究資金等の管理・監査における基本方針

平成 27 年 1 月 8 日

改正 平成 30 年 4 月 2 日

国立感染症研究所長

1. 趣旨

この基本方針は、国又は独立行政法人から国立感染症研究所（以下「所」という。）に配分される、競争的研究資金を中心とした公募型の研究資金（以下「競争的研究資金等」という。）について、不正使用を防止し、適正な管理・監査を行うために必要となる事項を定めるものである。

2. 責任体制

(1) 所全体を統括し、競争的研究資金等の運営・管理について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、所長が当たるものとする。

最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。

(2) 最高管理責任者を補佐し、競争的研究資金等の運営・管理について所全体を統括する責任と権限を有する者として統括管理責任者を置き、副所長をもって充てる。

統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、所全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。

(3) 所における競争的研究資金等の適正な運営・管理について、実質的な責任と権限を有する者としてコンプライアンス推進責任者を置き、総務部長をもって充てる。

コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、次に掲げる業務を行う。

ア 所における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告すること。

イ 不正防止を図るため、所内の競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての職員等（常勤職員、再任用職員、非常勤職員、労働者派遣契約により派

遣された者、その他所において研究業務に従事する者をいう) に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督すること。

ウ 所において、職員等が、適切に競争的研究資金等の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導すること。

なお、留意事項として、

- ① コンプライアンス推進責任者は、役割の実効性を確保する観点から、責任を統括する役割を担った上で、必要に応じ、庁舎等の組織レベルで副責任者を任命し、日常的に目が届き、実効的な管理監督を行い得る体制を構築するなど、庁舎単位で責任の範囲を区分することができる。副責任者は、コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。
- ② 機関内の管理責任の明確化の観点から、各責任者の役割（責務）等を定めた内部規程等を整備する。
- ③ 最高管理責任者は、適切にリーダーシップを発揮し、定期的に各責任者から報告を受ける場を設け、必要に応じて基本方針の見直し、必要な予算や人員配置などの措置を行う。

3. ルールの明確化・統一化

最高管理責任者は、競争的研究費等の使用及び事務処理手続きに関するルール（以下「ルール」という。）を明確に定め、ルールの解釈について統一的運用を行い、競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての職員等に周知を図る。

4. 職務権限の明確化

- (1) 最高管理責任者は、競争的研究資金等の事務処理に関する職員等の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないように、適切な職務分掌を定める。
- (2) 最高管理責任者は、各段階の関係者の職務権限を明確化し、職務権限に応じた明確な決裁手続を定める。

5. 関係者の意識向上

- (1) 最高管理責任者は、競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての職員等に、所の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書等の提出を求め

る。

(2) 最高管理責任者は、競争的研究資金等の運営・管理に関わる全ての職員等に対する行動規範を策定する。

6. 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化

(1) 最高管理責任者は、総務部総務課に競争的研究資金等の不正使用の疑いに係る通報窓口を置く。

(2) 総務部総務課は、不正使用の疑いに係る通報について、迅速かつ確実に最高管理責任者に報告する。

(3) 最高管理責任者は、次のアからオを含め、競争的研究資金等の不正に係る調査の体制・手続き等を明確に示した規程等を定める。

ア 告発等の取扱い

イ 調査委員会の設置及び調査

ウ 調査中における一時的執行停止

エ 認定

オ 配分機関への報告及び調査への協力等

(4) 不正に係る調査に関する規程等の運用については、追って示される「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（厚生労働省大臣官房厚生科学課）」に基づいて公正であり、かつ透明性の高い仕組みを構築する。

(5) 調査後において懲戒等を必要とするときは、国家公務員法及び国家公務員倫理法、厚生労働省訓令等に基づき処理する。

7. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

(1) 最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握及び不正防止計画を策定・実施するため、最高管理責任者の直属として不正防止計画推進委員会を置く。

(2) 不正防止計画推進委員会は、不正を発生させる要因について、所全体の状況を把握し、体系的に整理し評価する。

(3) 不正防止計画推進委員会は、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定し、実施状況を確認する。

(4) 最高管理責任者は、率先して対応することを機関内外に表明するとともに、自ら不正防止計画の進捗管理に努める。

8. 競争的研究資金等の適正な運営・管理活動

- (1) コンプライアンス推進責任者は、競争的研究資金等の執行状況について検証し、予算の執行が当初計画に比較し著しく遅れている場合は、その理由を確認するとともに、必要に応じ改善策を講じなければならない。
- (2) 物品等の購入依頼又は発注をする者は、あらかじめその支出財源を特定しなければならない。
- (3) 不正な取引に関与した業者については、「国立感染症研究所における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領」を定めた上で、それに基づき、取引停止等の措置を講じる。
- (4) 適正な会計経理の執行のため、発注・検収業務については、原則として、総務部調整課外部研究資金管理室が実施する。また、研究の円滑かつ効率的な遂行等の観点から、研究者による発注を認める場合は、明確なルールを定めた上で事務部門の牽制が実質的に機能する仕組みとして、発注に関し、定期的に予算執行・取引状況・内容を検証（是正指導）する。

9. 情報発信・共有化の推進

- (1) 最高管理責任者は、ルール等について、所内外からの相談を受ける部署として、総務部調整課外部研究資金管理室に相談窓口を設置する。
- (2) 最高管理責任者は、競争的研究資金等の不正への取組について、方針等をホームページで公表する。

10. モニタリングの在り方

- (1) 競争的研究資金等の適正な管理のため、機関全体の視点から不正防止計画推進委員会によるモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。
- (2) 最高管理責任者の直轄的な組織として、「国立感染症研究所における競争的研究資金等の不正使用の調査及び内部監査の取扱いに関する細則」に基づき、毎年度定期的に内部監査を実施する。
- (3) 内部監査の実施に当たっては、次のことに留意する。
 - ア 会計書類の形式的要件等の財務情報に対するチェックを一定数実施するほか、競争的研究資金等の管理体制の不備の検証も行う。
 - イ 不正防止計画推進委員会と連携し、不正が発生するリスクに対して重点的かつ機動的な監査を実施する。

ウ 必要に応じて公認会計士等の外部有識者と緊密な連携を図り、効率的な監査を実施する。

1 1. その他

最高管理責任者は、上記に定めるほか、「研究機関における競争的研究費等の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年3月31日厚生労働省大臣官房厚生科学課）」において実施が必要とされた事項について、所要の取組を実施する。